

学校における感染症について

下表の感染症にかかった場合は、出席停止になります。主治医の指示に従い療養させて下さい。
また登校を開始する際は、必ず下記の「感染症による登校に関する意見書」を主治医に記入していただき
担任に提出してください。（医療機関によって異なりますが、文書料がかかることもあります）

主治医様

お手数をおかけしますが、下の登校に関する意見書に必要事項をご記入の上、本校生徒にお渡しく下さい。

感染症による登校に関する意見書

岸和田市立産業高等学校

年 H 番 氏名

診断名 1. インフルエンザ（ ）型 2. 感染性胃腸炎
3. その他（ ）

出席停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

療養中であつたが、感染の恐れがなく登校してよいと認めます。

医療機関名

令和 年 月 日

担当医師名

印

	病名	出席停止の期間
第一種	鳥インフルエンザ(H5N1)、サーズ、ペスト、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘そう、ラッサ熱、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病	<治癒するまで>
第二種	インフルエンザ(H5N1 除く)	発症してから5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(リンゴ病) 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)	条件によって出席停止の措置がとられます